

科学技術予測・政策基盤調査研究センター専門調査員規程

平成13年1月15日

13所長達第3号

一部改正 平成24年5月7日

24所長達第1号

一部改正 平成25年7月16日

25所長達第3号

一部改正 平成28年3月28日

28所長達第11号

一部改正 令和2年6月17日

2所長達第2号

一部改正 令和3年3月29日

3所長達第10号

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・学術政策研究所科学技術予測・政策基盤調査研究センター（以下「センター」という。）が行う「科学技術専門家ネットワーク」を活用した調査研究活動に関して、専門的な知識、経験を有する科学技術・学術政策研究所外の者をこれに参画させる場合の取扱いについて定める。

(専門調査員)

第2条 専門調査員とは、前条でいう専門的な知識、経験を有する者であつて、センターが運営する「科学技術専門家ネットワーク」の構成員として、インターネットを介してセンターにおける調査研究活動への協力を行う者をいい、当所非常勤職員としての取扱いをするものではない。

(委嘱手続き)

第3条 センター長は、専門調査員を委嘱する必要があるときは、所長の了解を得た後、本人及び必要に応じ所属機関の長に対し委嘱依頼を行うものとする。委嘱後に期間等を変更する場合も同様とする。なお、本人及び必要に応じ所属機関の長に委嘱依頼及び承諾の確認を行うに当たっての手続きの詳細は、センター長が別に定める。

(委嘱期間)

第4条 専門調査員の委嘱期間は当該年度内とする。

(専門調査員の他の調査研究活動への協力)

第5条 専門調査員に、第1条に定める調査研究活動の他、科学技術・学術政策研究所が行う調査研究活動及び科学技術・学術政策研究所を通じて文部科学省等が行う調査研究活動への協力を求めることがある。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査員の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年1月16日から施行する。
2. 平成12年度中に委嘱するセンター専門調査員の委嘱期間は、第4条の規程にかかわらず、平成13年度内までとすることができるものとする。

附則

この改正は、平成24年5月7日から実施する。

附則

この改正は、平成25年7月1日から実施する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この改正は、令和2年6月17日から実施する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。